
プロジェクト パーシャルスピンの会計処理

項目 株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理—支配を喪失して関連会社になった場合

I. 本資料の目的

1. 本資料は、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合における株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理のうち、株式分配により子会社に対する支配を喪失して関連会社になった場合の会計処理についてご意見を伺うことを目的としている。

II. 株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理

前回の ASBJ スタッフの提案

2. 第 103 回企業結合専門委員会（2023 年 5 月 8 日開催）及び第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）では、スピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について、ASBJ 事務局は次のとおり 2 つの案を提示した上で、案 2 を提案した。

- 案 1

スピンオフ実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が 子会社株式にも関連会社株式にも該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型） については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。

- 案 2（事務局提案）

スピンオフ実施会社の個別財務諸表上、原則として時価で配当したものとして会計処理するが、完全子会社について子会社株式の分配を行い、その結果、当該株式が 子会社株式に該当しなくなる一部留保の株式分配（按分型） については帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設ける。

3. また、同専門委員会及び同企業会計基準委員会では、スピンオフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理に関する方向性について、ASBJ 事務局は次のとおり提案した。

- (1) 支配を喪失する株式分配

支配を喪失する株式分配に関する連結財務諸表における取扱いについても、個別財務諸表における取扱いと同様に、非金銭資産の分配について時価で会計処理することを原則としつつ、帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設けることとし、その範囲は個別財務諸表上の取扱いと同じにする。

(2) 支配を喪失しない株式分配

連結財務諸表上、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）をいわゆる資本取引として処理する。

連結財務諸表における支配を喪失して関連会社になる一部留保の株式分配（按分型）に関する会計処理についての分析

4. 本資料では、連結財務諸表における支配を喪失して関連会社になる一部留保の株式分配（按分型）の会計処理についての分析をお示しする。
5. 本資料第2項及び第3項(1)におけるASBJ事務局の提案では、完全子会社株式を配当し支配を喪失して関連会社になる場合には、例外的な取扱いを適用することとしている。当該提案について賛同が得られている状況ではないが、本資料では、分析を行うことを目的として、当該提案に従い例外的な取扱いを設けることを前提に、(1)原則的な取扱いと(2)例外的な取扱いに分けて、個別財務諸表上、それぞれ次の会計処理がなされているとして検討を行う。
 - (1) 原則的な取扱い：非支配株主が存在する子会社の株式を配当し、その結果、当該子会社に対する支配を喪失して関連会社になる場合がこのケースに該当する。この場合、金銭以外の資産を配当する場合の原則どおり、配当した持分に相当する子会社株式を時価で配当する。このため、配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を損益で処理し、配当財産の時価をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。
 - (2) 例外的な取扱い：完全子会社株式を配当し、その結果、当該子会社に対する支配を喪失して関連会社になる場合がこのケースに該当する。この場合、スピンオフに係る例外処理に該当するとして、配当した持分に相当する子会社株式を適正な帳簿価額で配当する。このため、損益は計上せず、配当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する。
6. 分析においては、子会社株式の一部を売却し連結子会社が関連会社になった場合の会計

処理（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結
 手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）第45項）をベースとして、
 売却と株式分配で会計処理に差を設けるべきか検討する。

(分析)

7. 子会社株式の一部を売却し連結子会社が関連会社になった場合について、資本連結実務
 指針第45項及び第45-2項は以下のとおり定めている¹。

資本連結実務指針

45. 持分法を適用する場合でも、資産及び負債の評価並びにのれんの償却は連結の場合と
 同様の処理を行うとされている（持分法会計基準第8項）。したがって、子会社株式の一
 部を売却し連結子会社が関連会社となった場合、当該会社の個別貸借対照表はもはや連
 結されないため、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関
 連会社株式の帳簿価額は、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上
 した取得後利益剰余金（時価評価による簿価修正額に係る償却及び実現損益累計額を含
 む。）及びその他の包括利益累計額並びにのれん償却累計額の合計額等（以下「投資の修
 正額」という。）のうち売却後持分額を加減し、持分法による投資評価額に修正するこ
 とが必要となる。この場合の取得関連費用の取扱いについては第46-2項に定めがある。

売却前の投資の修正額とこのうち売却後の株式に対応する部分との差額（その他の包
 括利益累計額を除く。）について、個別財務諸表で計上した子会社株式売却損益の修正と
 して処理することとなる。

なお、子会社株式を一部売却し、支配を喪失して関連会社になった場合には、連結財務
 諸表上、子会社に係るその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、退職給付
 に係る調整累計額など）のうち一部売却に係る部分については、子会社株式の売却によ
 り連結上の実現損益となるため、個別財務諸表上の子会社株式売却損益（当該部分が既
 に含まれている。）の修正に含めない。当該実現損益は当期純利益を構成するため、組替
 調整額（包括利益会計基準第9項）の対象となる。

45-2. 支配獲得後に追加取得や一部売却等が行われた後に、子会社株式を一部売却し、支
 配を喪失して関連会社になった場合、支配獲得後の持分比率の推移等を勘案し、適切な
 方法に基づき、関連会社として残存する持分比率に相当するのれんの未償却額を算定す

¹ 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」には、子会社株式の一部売却のうち、支配
 を喪失しない場合と支配を喪失して関連会社にも該当しなくなった場合の取扱いは規定されてい
 るが、支配を喪失して関連会社になった場合の取扱いは規定されていない。

る。

8. 資本連結実務指針第 45 項は、①持分法による投資評価額への修正の会計処理、②子会社株式売却損益の修正、③取得関連費用の取扱い、④その他の包括利益累計額に関する取扱いを定めている。また、資本連結実務指針第 45-2 項は、⑤のれんの未償却額の会計処理について定めている。以下では、それぞれの項目について、連結財務諸表における支配を喪失して関連会社になる一部留保の株式分配（按分型）でも同一の会計処理を行うべきか分析を行う。

持分法による投資評価額への修正の会計処理

9. まず持分法による投資評価額への修正の会計処理について、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額から投資の修正額のうち売却後持分額を加減し持分法による投資評価額に修正する会計処理は、売却の場合でも株式分配の場合でも変わらないと考えられる。また、原則的な取扱いと例外的な取扱いでは、会計処理は変わらないと考えられる。

子会社株式売却損益の修正

10. 次に子会社株式売却損益の修正について、株式分配の場合には子会社売却損益ではなく、評価損益の修正に置き換えて検討する必要がある。この点、本資料第 5 項に記載のとおり、株式分配の場合は例外処理を適用するか否かで個別財務諸表において評価損益を計上するか否かが異なるため、原則的な取扱いと例外的な取扱いに分けて分析を行う。

原則的な取扱い

11. 本ケースについては、本資料第 5 項(1)に記載のとおり、個別財務諸表上、配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を損益で処理し、配当財産の時価をもって配当するとしている。この処理は、親会社の剰余金を原資として時価で配当を行った事実を反映するものであり、連結財務諸表においても、配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額を損益で処理し、時価で親会社の剰余金から配当した会計処理とすべきと考えられる。
12. この場合、子会社株式の帳簿価額について個別財務諸表と連結財務諸表で差があることから、個別財務諸表において計上した子会社株式評価損益について、配当に対応する子会社株式の個別財務諸表上の帳簿価額と連結財務諸表上の帳簿価額（その他の包括利益累計額を除く。）との差額を加減する処理を行うことが考えられる。

例外的な取扱い

13. 本ケースでは、本資料第 5 項(2)に記載のとおり、個別財務諸表上、配当した持分に相当

する子会社株式を適正な帳簿価額で配当し、評価損益は計上されない。例外処理の範囲は個別財務諸表と連結財務諸表で同じ範囲とすべきと考えていることから、連結財務諸表においても評価損益を計上しないことが考えられる。

14. ここで、子会社株式売却により関連会社となる場合、資本連結実務指針第 45 項は、売却前の投資の修正額とこのうち売却後の株式に対応する部分との差額（その他の包括利益累計額を除く。）について、個別財務諸表で計上した子会社株式売却損益の修正として処理することとしている。この修正内容は、減少した持分に相当する支配獲得後に計上した利益剰余金とのれん償却累計額から構成されている。
15. 前々項に従い、個別財務諸表及び連結財務諸表のいずれにおいても評価損益を計上しないとすると、本ケースにおいては減少した持分に相当する支配獲得後に計上した利益剰余金とのれん償却累計額は、評価損益の修正ではなく、連結除外から生じたものとして、連結株主資本等変動計算書において連結除外に伴う利益剰余金の減額（増額）として処理することが考えられる。

取得関連費用の取扱い

16. 子会社株式を売却した場合における取得関連費用の取扱いは、次のとおり定められている（資本連結実務指針第 46-2 項）。当該定めをベースとして、売却と株式分配で会計処理に差を設けるべきか検討する。

資本連結実務指針

46-2. 第 8 項のとおり、連結財務諸表上、子会社株式の取得関連費用は、発生した連結会計年度の費用として処理されるが、個別財務諸表においては、付随費用は、取得価額に含めることとなる。支配獲得後において、子会社株式を追加取得した際に発生した取得関連費用（連結財務諸表）及び付随費用（個別財務諸表）も同様である。

したがって、子会社株式の売却時において、付随費用は個別財務諸表上の売却簿価に含まれるが、連結財務諸表上の売却持分には含まれないこととなる。このため、個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用のうち売却した部分に対応する額については、連結財務諸表上、個別財務諸表に計上した子会社株式売却損益の修正として取り扱い、引き続き保有する部分に対応する額については、子会社が連結子会社及び関連会社のいずれにも該当せず連結範囲から除外される際に、連結株主資本等変動計算書上の利益剰余金の区分に連結除外に伴う利益剰余金減少高（又は増加高）等その内容を示す適当な名称をもって計上することとなる（第 46 項参照）。

支配を喪失して子会社から関連会社となり、持分法を適用することとなった場合には、連結財務諸表上、関連会社株式の投資原価には支配喪失以前に費用処理した支配獲得時

の付随費用を含めない。

原則的な取扱い

17. 資本連結実務指針第 46-2 項は、取得関連費用の取扱いについては、子会社株式の一部売却の場合、個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用のうち売却した部分に対応する額については、連結財務諸表上、個別財務諸表に計上した子会社株式売却損益の修正として取り扱うとしている。ここで、株式分配における原則的な取扱いの場合でも同様に、個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用のうち配当した部分に対応する額については、連結財務諸表上、個別財務諸表に計上した評価損益の修正を行うべきと考えられる。
18. また、資本連結実務指針第 46-2 項は、支配を喪失して子会社から関連会社となり持分法を適用することになった場合、連結財務諸表上、関連会社株式の投資原価に支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の付随費用を含めないとしている。この点、持分法における関連会社株式の投資原価に支配獲得時の付随費用を含めないとする考え方は変わらないため、株式分配における原則的な取扱いの場合においても同様の処理とすべきと考えられる。

例外的な取扱い

19. 例外的な取扱いにおいては、個別財務諸表上、配当財産の適正な帳簿価額をもってその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額されている。この配当財産の適正な帳簿価額には、支配獲得時の付随費用が含まれている。ここで、連結財務諸表では支配獲得時の付随費用は支配獲得時に費用処理されているので、個別財務諸表上のその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額が付随費用のうち配当に対応する部分多くなっている。そのため、個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額について、付随費用のうち配当に対応する部分を修正する必要があると考えられる。
20. また、本資料第 18 項に記載した持分法における関連会社株式の投資原価に支配獲得時の付随費用を含めないとする点については、原則的な取扱いと同様になると考えられる。

その他の包括利益累計額に関する取扱い

21. 子会社株式の一部を配当し連結子会社に関連会社になった場合、当該会社の個別貸借対照表はもはや連結されないため、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表に計上している当該関連会社株式の帳簿価額は、持分法による投資評価額に修正することとなる。その際、当該投資の修正額には、子会社が支配獲得後に計上したその他の包括利益累計

額（その他有価証券評価差額金、退職給付に係る調整累計額など）が含まれることとなる
と考えられる。

原則的な取扱い

22. 本ケースでは、本資料第 11 項に記載のとおり、金銭以外の資産を配当した場合における
原則どおりの取扱いとなるため、配当財産である子会社株式の時価と連結財務諸表上の
帳簿価額との差額は、損益として処理する。
23. この場合、配当処理に伴って減少するその他の包括利益累計額は、連結財務諸表上の損
益となり当期純利益を構成することとなり、したがって、組替調整額（企業会計基準第
25 号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下「包括利益会計基準」という。）第 9 項）
の対象となると考えられる。

例外的な取扱い

24. 本ケースでは、本資料第 13 項に記載のとおり、連結財務諸表上、評価損益は計上せず帳
簿価額で会計処理することとしていることから、配当処理に伴って減少するその他の包
括利益累計額は、連結財務諸表上の当期純利益を構成するものにならないと考えられる。
このため、組替調整額（包括利益会計基準第 9 項）の対象とはならず、連結株主資本等
変動計算書における当連結会計年度の増減として表示することとなると考えられる。

のれんの未償却額の会計処理

25. 子会社株式の一部を配当し連結子会社が関連会社になった場合、当該会社の個別貸借対
照表はもはや連結されないため、連結貸借対照表上、当該関連会社株式の帳簿価額に含
まれる支配獲得時に計上したのれんの未償却額については、関連会社として残存する持
分比率に基づき算定することとなると考えられ、当該処理は売却の場合でも株式分配の
場合でも変わらないと考えられる。また、原則的な取扱いと例外的な取扱いでは、会計処
理は変わらないと考えられる。

連結財務諸表における支配を喪失して関連会社になる一部留保の株式分配（按分型） の会計処理についての ASBJ 事務局の提案

26. 上述の分析を踏まえ、連結財務諸表における支配を喪失して関連会社になる一部留保の
株式分配（按分型）に関する具体的な会計処理を次のとおり提案する。

原則的な取扱いと例外的な取扱い共通

- (1) 連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表に計上している当該関連会社株式の帳簿価額は、投資の修正額のうち配当後持分額を加減し、持分法による投資評価額に修正する。

当該処理を行う際、支配獲得時に計上したのれんの未償却額の取扱いは、子会社株式を売却し当該子会社に対する支配を喪失して関連会社になった場合ののれんの未償却額の取扱い（資本連結実務指針第 45-2 項）に準じて行う。

- (2) 持分法による投資評価額には支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の取得関連費用を含めない。

原則的な取扱い

- (3) 配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額（その他の包括利益累計額を除く。）について、個別財務諸表で計上した子会社株式の評価損益の修正として処理する。

当該処理に伴って減少するその他の包括利益累計額は、組替調整額の対象となる。

- (4) 個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用のうち配当した部分に対応する額については、連結財務諸表上、個別財務諸表に計上した子会社株式評価損益の修正として取り扱う。

例外的な取扱い

- (5) 配当前の投資の修正額とこのうち配当後の株式に対応する部分との差額（その他の包括利益累計額を除く。）については、連結除外に伴う利益剰余金の減少（又は増加）として処理する。

当該処理に伴って減少するその他の包括利益累計額は、組替調整額の対象とせず、連結株主資本等変動計算書における当連結財務諸表の増減として表示する。

- (6) 個別財務諸表上の取得価額に含まれている付随費用のうち配当した部分に対応する額については、連結財務諸表上、配当により個別財務諸表で計上したその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）の減額を修正する。

27. 事務局提案を適用した場合における具体的な会計処理は、別紙において設例を用いてお示ししている。

(文案)

28. 仮に前項までの取扱いとする場合には、資本連結実務指針（本文）に以下の取扱いを追加することになると考えられるがどうか。（追加部分に下線を付している。）

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

本資料第4項から第28項に記載しているASBJ事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 子会社株式の一部留保の株式分配（按分型）における連結財務諸表上の会計処理に関する提案（設例—支配を喪失して関連会社になった場合）

1. 子会社株式の一部留保の株式分配（按分型）における連結財務諸表上の会計処理のうち、株式分配により子会社に対する支配を喪失し関連会社になった場合に関する ASBJ 事務局の提案について、原則的な取扱い（当該子会社が非支配株主が存在する子会社の場合）と例外的な取扱い（当該子会社が完全子会社である場合）とに分けて、設例を用いてお示しする。

(HP では非公表)

以 上